

2020.10.5
電源開発(株)

旧実用炉規則第 15 条(使用前検査の申請)に基づき提出済みの
「保全計画」の扱いについて

- ✓ 大間では「設置の工事」の分割工認認可後、平成 21 年 1 月 7 日に使用前検査申請（原建発第 64 号）を行い、その後、平成 25 年 7 月 12 日に旧実用炉規則第 15 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に従い使用前検査の変更申請（原建発第 34 号）により「保全計画」を提出していません。

第 15 条 法第四十三条の三の十一第一項 の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

(略)

三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

- イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

- ✓ 提出済みの「保全計画」は、運転炉を参考に、「点検計画」「補修・取替え及び改造計画」「特別な保全計画」の構成としているが、2020年9月16日に認可された当社の保安規定（施設管理）では、新検査制度に対応して記載の有無が下表のとおり変更になります。

建設段階の保全計画の記載項目と記載の有無

提出済み「保全計画」		保安規定に基づく「保全計画」 (大間では「施設管理実施計画」)	
点検計画	○*1	点検計画	×
補修・取替え及び改造計画	×	設計及び工事の計画	○*1
特別な保全計画	×	特別な保全計画 (大間では「特別な施設管理実施計画」)	○

*1：提出済みの「保全計画」では、建設中に実施する巡視や保管等の計画は、点検計画に記載していましたが、新検査制度の枠組みでは、設計及び工事の計画に記載します。

- ✓ 上記の「保全計画」の変更について、新実用炉規則では規制庁殿に提出する定めがないため、提出の要否、提出する場合の手続き方法について確認させて頂きたい。

（ 至近の実績を踏まえると、新実用炉規則第15条(使用前確認の申請)に基づき、新法附則7条で見做される使用前検査について、使用前検査の変更申請（説明書類の内容変更）を実施することになると考えるが、その認識で問題ないでしょうか。 ）

以 上

大間原子力発電所 第1号機
使用前検査申請書の内容変更について

原 建 発 第 3 4 号
平成25年7月12日

原子力規制委員会 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社
取締役社長 北村 雅良

平成21年1月7日付け原建発第64号で申請し、平成21年8月27日付け原建発第51号、平成22年5月7日付け大原建発61号、平成22年6月28日付け大原建発第138号、平成23年1月24日付け大原建発第378号、平成24年3月23日付け大原建発第338号、平成24年4月18日付け大原建発第3号をもって変更しました使用前検査申請書の内容に変更がありましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり提出します。

添付書類：使用前検査申請書に関する一部変更について

使用前検査申請書に関する一部変更について

1. 変更理由

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第15条第2項第3号及び第4号の規定に従い，大間原子力発電所第1号機の保全計画を添付する。

2. 変更内容

(1) 保全計画の追加

(追加前)

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

(追加後)

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：大間原子力発電所第1号機保全計画（第1回施設定期検査までの保全）

以上

大間原子力発電所
第1号機
保全計画
(第1回施設定期検査までの保全)

目 次

I 第1回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間

II 保全活動管理指標

III 保全計画

1. 点検計画
2. 定期事業者検査の判定方法
3. 補修，取替え及び改造計画
4. 特別な保全計画
5. 第1回施設定期検査までの安全管理
6. 保全に関する実施体制

I 第1回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間

本保全計画の適用期間は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）に従い平成25年7月8日（基準日）から、第1回施設定期検査開始日の前日までの期間とする。

なお、大間原子力発電所第1号機は、機器及び設備の製造・据付を実施する段階にある。このため、本保全計画は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から実用炉則第16条表中三使用前検査開始日の前日までの期間について記載する。表中三使用前検査開始日以降については、表中三使用前検査開始日の前日までに保全計画を更新し、使用前検査の申請の添付として提出する。

II 保全活動管理指標

燃料装荷開始日の前日までに設定する。

III 保全計画

大間原子力発電所第1号機 表中三使用前検査開始日の前日までの保全計画について以下のとおり策定した。

1. 点検計画

表中三使用前検査開始日の前日までの点検計画について、以下のとおり策定した。

(1) 現地搬入以前

「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行う。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。

(2) 現地搬入以降

「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行うとともに「建設管理要領」に基づき巡視を行い、機器・設備の保管状況に異常がないことを確認する。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。

2. 定期事業者検査の判定方法

定期事業者検査の判定方法は、使用開始予定日の前日までに設定する。

3. 補修、取替え及び改造計画

なし

4. 特別な保全計画

なし

5. 第1回施設定期検査までの安全管理

燃料装荷開始日の前日までに定める。

6. 保全に関する実施体制

表中三使用前検査開始日の前日までの保全については、保全に関する実施体制に基づく、事業者管理体制により実施する。

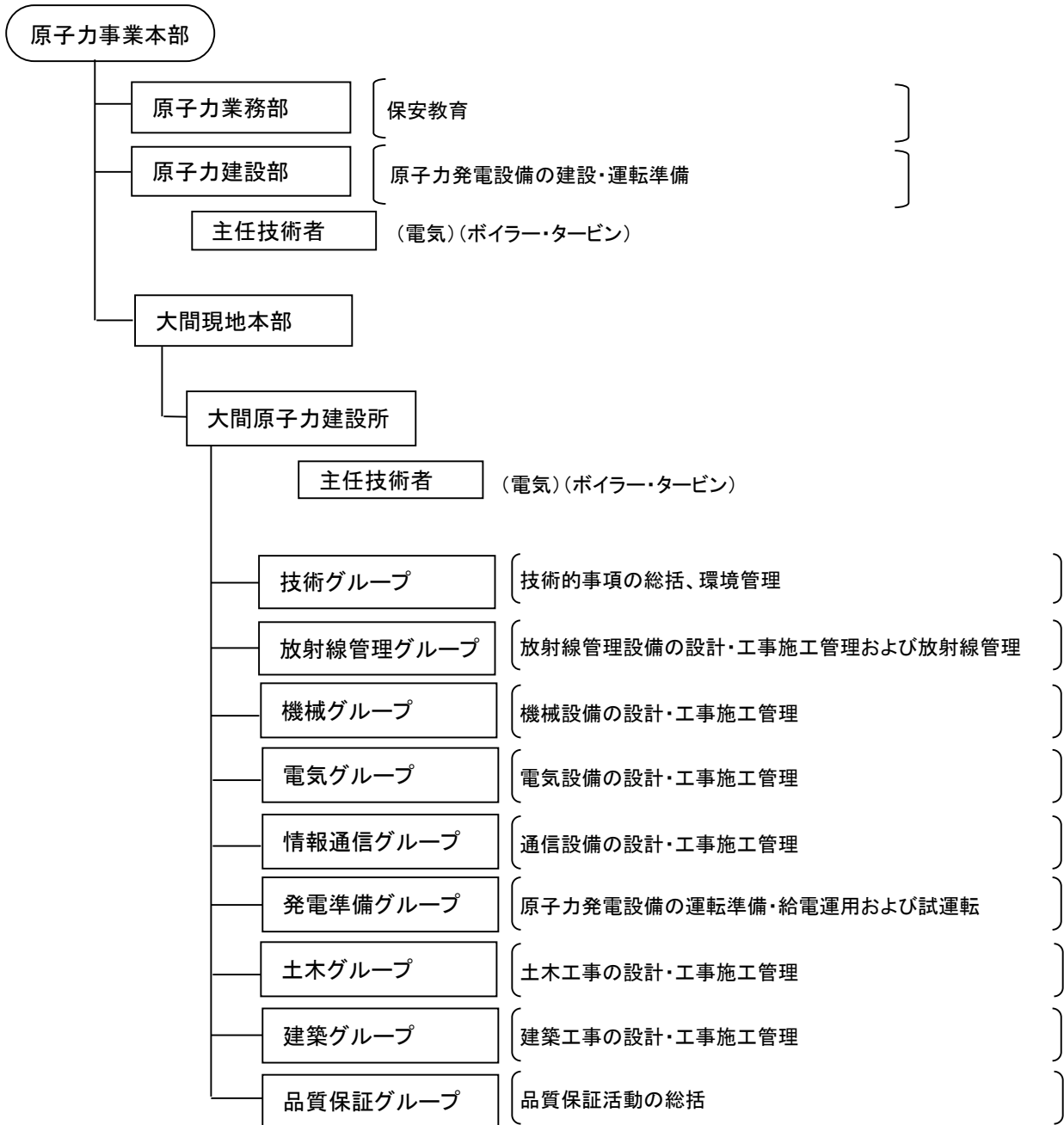
参 考 資 料

参考資料－1 保全に関する実施体制

大間原子力発電所
第1号機

保全に関する実施体制

保全に関する実施体制



体制は、平成 25 年 7 月 8 日時点のものを示す。